



天神だより

藤沢市立天神小学校
校長 和智 砂奈美

学校教育目標

「一人ひとりの心とからだを大切にし、たくましく育てる」
～かかわる力を育てる～

児童目標 : 考える子 おもいやりのある子 元気な子

長い夏休みが終わり、学校に子どもたちの明るい声が戻ってきました。どの子も7月よりちょっと大人っぽく、頼もしくなったように感じます。今年、オリンピックパラリンピックの年でした。夏休みは、毎日のようにスポーツに関するニュースが流れていましたし、始業式の日の早朝もフランスのパリで、日本のチーム同士で車いすのバドミントンダブルス3位決定戦が行われていました。フランスは日本が昼の時に夜だということや、エッフェル塔という東京タワーによく似た塔があること等を、今回のオリンピックパラリンピックで改めて意識した、初めて知ったという子どももいることなのでしょう。きっかけというのは、大事ですね。オリンピックパラリンピックを見て感動して、練習にまじめになり、その後自分がオリンピックパラリンピックで活躍したという人もいます。スポーツでも文化でも芸術でも、何かを始める、自分の中で何かが変わる、そんなきっかけにこの夏出会えていたらいいなあと思います。

2学期は、運動会や発表会があります。子どもたちにとっては楽しいことばかりではないかもしれませんが、まわりの人の良いところを発見できる、自分をほめてあげたくなる、勇気が出る、新しい出会いがある、そんなきっかけが詰まった2学期になるよう学校は応援していきます。

今年は9月に入っても残暑が厳しく、日中の気温が30度を超える日が続いています。けれども、たくさん飛んでいるとんぼや育ち始めたドングリの小さな実に、秋を感じることができますね。運動会(10月26日)の準備もいよいよ始まりました。プログラムの表紙絵の募集やスローガンを決める話し合いが進んでいます。来週には、応援団の顔合わせが行われる等、各学年で少しずつ準備が始まっています。暑さが厳しい中ですので、運動する場面では、暑さ指数を注視し、無理をせず、水分補給等熱中症対策を行いながらすすめていきます。ご家庭でも、休息や睡眠、食事等体調管理にご配慮ください。

神奈川フィルハーモニー管弦楽団がやってきます

来年2月、神奈川フィルハーモニー管弦楽団による鑑賞教室を行うことになりました。すてきな演奏を聴くだけでなく、子どもたちが神奈川フィルハーモニー管弦楽団の皆さんと一緒に演奏する体験もします。貴重な機会ですので、楽しかった!と思える経験になるといいなと思います。また、子どもたちから集めた言葉やメロディーでオリジナルの曲も作成中です。

テニス教室もやってきます

コロナ禍で密になる活動ができなかった時期に地域の方々のご協力で始まったテニス教室ですが、今年度はテニスコートではなく校庭で実施することになりました。そのおかげで、例年高学年だけだった活動を3年生以上に広げることができます。日程については、各学年だよりでお知らせします。



9月～10月の行事予定

*行事日程は変更になる場合があります。

- 9月25日(水) 運動会係活動①(1～4年は5時間授業)
 26日(木) 授業参観・懇談会(天学)
 27日(金) 授業参観・懇談会(2,4年) 学校運営協議会
 30日(月) 授業参観・懇談会(1,3年) 給食費口座振替日
 10月1日(火) テストメール配信 お話会(1,2年天学)
 2日(水) 委員会活動
 4日(金) 5年いすゞ見学
 9日(水) 全校練習① クラブ活動
 10日(木) 教員の研究会のため午前授業
 13日(日) 天神地区レクリエーション大会
 14日(月) 天神地区レクリエーション大会予備
 16日(水) 全校練習②
 17日(木) 就学時健診
 ～23日(水) 藤沢市総合かがく展(湘南台文化センター)
 19日(土) ～20日(日) ふるさとまつり(六会市民センター)
 23日(水) 全校練習③ 運動会係活動②(1～4年は5時間授業)
 25日(金) 運動会前日準備(1～4年は4時間授業)
 26日(土) 運動会
 27日(日) 運動会予備日
 28日(月) 振替休日
 29日(火) 運動会係活動③(1～4年は4時間授業)
 30日(水) 2年まちたんけん
 31日(木) 六会中学校職場体験 給食費口座振替日



表1-1 暑さ指数(WBGT)に応じた注意事項等

暑さ指数(WBGT)による基準域	注意すべき生活活動の目安 ^{※1}	日常生活における注意事項 ^{※1}	熱中症予防運動指針 ^{※2}
危険 31以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
		外出時は炎天下を避け室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
嚴重警戒 28以上 31未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
警戒 25以上 28未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
注意 25未満			

※1 日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3.1」(2021)

※2 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)



おおだこ通信



令和6年9月
藤沢北警察署
生活安全課
スクールサポーター

インターネット(SNS・メール)で送るメッセージや写真

その送信大丈夫？

バズるかも

友達の写真を勝手に送る

個人情報を伝える

悪ふざけの画像を投稿する

デマ情報を拡散する

冗談で犯罪予告のメッセージを送る

友達を傷つけるメッセージや画像を送る

裸の写真を送る

ぼくの名前は…
学校は…

すごい情報だ
みんなに送ろう

ちょっと
からかってやるう

びっくりさせて
やるう！

うちの学校の
イケメン



個人情報ゲット



子どもでも発信者としての責任があります

- ・ ネットに発信した自分や友達の名前などの個人情報や写真が、犯罪に利用されるかもしれません。
- ・ 悪ふざけの画像については、その悪ふざけ自体が犯罪行為にあたることもあります。
- ・ 人を傷つけるメッセージなどは誹謗中傷となり「名誉棄損」や「侮辱罪」などの犯罪として訴えられる可能性があります。
- ・ うその情報を拡散すると、偽計業務妨害罪などの犯罪となる可能性があります。
- ・ 犯罪予告はそれだけで犯罪行為となります。
- ・ 子どもの裸の写真は写したり持っているだけで犯罪となったり悪意のあるユーザーから脅されたりすることもあります。



保護者の方へ

インターネット(SNS)は子どもでも簡単に情報発信ができるツールです。特に、子ども専用のスマートフォンなどのインターネット端末を持たせ、一人でインターネットができる環境を与えている場合、子どもの発信などについて常に気を配り見守る必要があります。

子どもが不用意な発信をしている、悪意のある大人とつながっている、誹謗中傷を受けている、いじめにあっているなどと感じたら早目の対処が必要です。また、家庭でのルールを一緒に考えて作るなど子どもに寄り添い、有事には相談しやすい関係を保つことも重要です。

あんしんフィルターなどのフィルタリングや利用時間制限、閲覧制限、課金などの制限、アプリ制限など子どもの成長に合わせて上手く活用し、成人となる18歳に向け、セルフコントロールできる力を身につけさせましょう。

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、違法なわけせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)
www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro
 生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。




どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス
 ☎0570-078374 www.houterasu.or.jp
 問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。




サイバー犯罪の情報提供、相談窓口
警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口
www.npa.go.jp/cyber/soudan.html




ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)

迅速な助言
違法・有害情報相談センター (総務省)

www.ihaho.jp
 相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事業に対して幅広くアドバイスします。



削除要請・助言
人権相談 (法務省)

 ☎0570-003-110 www.jinken.go.jp
 相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事業に応じてプロバイダ等に対する削除要請[※]を行います。
※削除要請は専門的な知識を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。




プロバイダへの連絡
誹謗中傷ホットライン

www.saferinternet.or.jp/bullying/
 インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請
セーフライン

www.safe-line.jp
 インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼
インターネット・ホットラインセンター(警察庁)

www.internethotline.jp
 インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※ 上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「[情報セキュリティ安心相談窓口](#)」があります。
 ※ 上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。